

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
が休業、
が翌日、
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること
とがある旨の告示の失効(中小企業課)
- 土地収用法による事業の認定(管理課)
- 土地区画整理事業の終了の認可(都市計画課)
- 開発行為に関する工事の完了()
- 建築基準法による道路の位置の指定(建築課)
- ◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)
- ◇ 公 安 告 示 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく公開による聴聞(防犯少年課)
- ◇ 雑 報 第二種大規模小売店舗についての意見の聴取(中小企業課)

告 示

鳥取県告示第七百八十号

次の届出に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和

四十八年法律第九号)第三条第二項の公示は、その効力を失ったので、同条第五項の規定により、告示する。

平成六年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
有限会社戸田商店	リビングショップトダ	鳥取市弥生町二二一

鳥取県告示第七百八十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六條第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称
境港市
- 二 事業の種類
境港消防署庁舎建設事業
- 三 起業地
1 収用の部分 境港市中野町字北大工田地内
2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六條の二の規定による図面の縦覧場所
境港市上道町三〇〇〇
境港市役所

鳥取県告示第七百八十二号

主地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、第二福守団地土地地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の住所及び名称

鳥取市東町二丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長 西尾邑次

二 事業施行期間

全体期間 平成四年七月三十一日から平成七年三月三十一日まで

第一工区 平成四年七月三十一日から平成六年三月三十一日まで

第二工区 平成四年七月三十一日から平成七年三月三十一日まで

三 施行地区及び工区

全体区域

倉吉市西福守町字宮地、字貝ヶ場及び字和田々、福守町字野ノ下、字長総サ及び

字穴エゴ並びに入岡字鴨川の各一部

第一工区

倉吉市西福守町字宮地及び字貝ヶ場並びに入岡字鴨川の各一部

第二工区

倉吉市西福守町字和田々並びに福守町字野ノ下、字長総サ及び字穴エゴの各一部

四 施行認可の年月日

平成四年七月三十一日

五 土地地区画整理事業の終了の認可の年月日

平成六年十一月二十四日

鳥取県告示第七百八十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年十二月二十一日 鳥取県指令受鳥土維第五百七十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市秋里字三島

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市天王寺区松ヶ鼻町四―三四

宗教法人 妙道会教団

代表役員 佐原慶治

鳥取県告示第七百八十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成六年十一月二十一日、次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成六年十一月二十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 鳥取市南吉方二丁目三一 住宅流通サービス株式会社 代表取締役 金澤 泰治	道路の位置の指定場所 東伯郡羽合町大字長瀬 字天王六二二一九	道路の幅員及び延長 幅員 六・〇メートル 延長 八五・八六メートル
--	--------------------------------------	---

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成六年十一月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

- 一 日時 平成六年十一月三十日(水) 午後一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題
 - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

平成六年十一月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

- 一 聴聞の期日及び場所
平成六年十二月七日 午後十一時十五分
鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室
(鳥取県庁本庁舎七階)
- 二 被聴聞者の住所及び氏名
米子市皆生一、九三〇
三年貴恵

雑 報

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第7条第2項および第9条第4項において準用する第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成6年12月9日までに鳥取県商工労働部中小企業課に提出してください。

平成6年11月25日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長 田 中 筵 篤

○法第6条第2項の届出に係るもの

- 1 届出者の名称
株式会社ジュンテンドー
 - 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタージュンテンドー西倉吉店
倉吉市生田350外
 - 3 現在の店舗面積
700㎡
 - 4 増加しようとする店舗面積
363㎡
 - 5 店舗面積を増加する日
平成7年4月16日
- 法第9条第3項の届出に係るもの
- 1 届出者の名称
株式会社ジュンテンドー
 - 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームセンタージュンテンドー西倉吉店
倉吉市生田350外
 - 3 現在の休業日数
年間13日

4 削減後の休業日数

年間4日

5 休業日数の削減を行う年月日

平成7年4月16日